

論 說

再び飲酒制限年齢引上法案の可否を 論じて酒業國益論に及ぶ

札幌税務監督局總務部長 法學士 青 木 哲 彌

序 論

熱心の餘りになす禁酒論は立場に忠實なる賛酒論と共に一般大衆より動ともすれば自畫自讃の僻目を以て迎へられる事なきにしもあらずである。斯ては正理に基調を置かんとする文化的酒政論としては適はしいものとは稱し難い、故に予は賛酒論に付ては不偏不黨國民として飽迄公衆本位の立場に於て一般大衆の共鳴する所謂社會民衆的賛酒主義を樹立する事が望ましいと思つてをる。

酒業は終始一貫國民の幸福を計り民衆生活の向上に貢獻すべきが本來の使命であり其目的實現の爲めに既に3000年の光輝ある歴史的試練を経て漸く現代程度に迄進展をして來たのであるが社會民心の進化に連れて反酒論も熾烈に燃上つて今日では「スポーツ」の問題と相前後して社會問題中最も活躍せる二大題材として全世界津々浦々に至るまで響き渡る様になつた、此秋に當りて賛酒論者は一般大衆に對し何を呼び掛くべきであらうか？禁酒の非違を駁撃する「禁酒反對」の所見を以て大衆の批判に訴ふべきか？將又本邦の光輝ある酒業の沿革實體、性質乃至は祖國並に外國に對する現在及將來の使命に關し一般大衆の得心の往く迄の諒解を求め且心底より酒業に對する共鳴を取得べく努力すべきか？勿論兩者の方法を併用することが最善であらうが消極的内容の（禁酒論の駁論としての）「禁酒反對論」（字句に對して予は不快に思ふ）と共に積極的内容を有する賛酒論を構成することがより撰ぶべきであらうと考へる、仍て積極的方面より純眞の信念に基いて再び飲酒制限年齢引上法案を觀察し酒業國益論を説述して禁酒思想善導の一助と爲したいと思ふ、勿論卑見の推敲未熟であることに付ては先以て豫め讀者の諒恕を乞ひ置かねばならぬ。

次に本論の綱要を冒頭に掲げて讀者高覽の便に資せんとす。

第 1 飲 酒 適 齡 論

- 1 成年飲酒權の根據
- 2 少幼年飲酒の可否

することによりて知り得べきであるが人類は自己生存の目的を達せん爲めに生れて來たもので酒を好むも畢竟飲酒によりて自己生存の目的を達する所以であると解釋せんとす然れども此の好酒心は本能であるか又は後天的であるかに付ては飲酒は人の本能なる事を多くの學説は否定するが Dr. Archdall Reid アークダル、ライド博士は本能だと曰ふ、或は氣候其他の環境に條件せらるゝのであるか？又は民族種類に依るのであるか一般に確定の學説がないが幼少年の如き體質未完成であり智情意の精神狀態未成熟の者は大體に於て好酒欲は無いと云ふ永年の實驗より判斷すれば男性が成年期に達せんとするに當り初めて好酒欲を覺ゆと云ふが尋常の人生過程である此の斷定が正しいとすれば日本人は如何なる年齢に於て飲酒能力を體得するか？是は生理學者の科學的の回答に俟たねばならぬが茲に吾人は社會觀念上の考察を試みようと思ふ、我國では古來15を以て元服すと謂ひ現代にても刑法は刑事責任能力は14歳を以て起算點とし社會生活の根本準則たゞ民法は滿20歳を以て法律行爲能力を認め兵役法は20歳を以て徴兵適齡とし各種公法は25歳を以て公民權行使能力を認めてをる。

又結婚獨立契約能力は男子にありては30歳なりとしてをる此等の法制は我國建國以來の國情を考慮に於て決定したものであつて之を通論すれば比較的判斷の容易なる事項より順次に深省審理を要する事項に至るに従ひ制限年齢を高められてをる。

(註1) 各種年齢調

1 一般年齢

一般國民	滿20歳	民法	第3條
------	------	----	-----

2 結婚年齢	男30歳 女25歳	民法	第772條
--------	-----------	----	-------

3 責任年齢	14歳	刑法	第41條
--------	-----	----	------

少年法第1條	本法ニ於テ少年ト稱スルハ18歳ニ滿タサルモノヲ謂フ
--------	---------------------------

同 第7條	罪ヲ犯ス時16歳ニ滿タサル者ニハ死刑及無期刑ヲ科セス(後略)
-------	--------------------------------

同 第27條	左ニ記載シタル者ハ裁判所又ハ檢事ヨリ送致ヲ受ケタル場合ヲ除ク外少年審判所ノ審判ニ付セス
--------	---

1 (略)

2 16歳以上ニシテ罪ヲ犯シタル者

4 政治年齢

貴族院議員資格年齢	公 候 爵	滿30歳	貴族院令	第3條
-----------	-------	------	------	-----

同	伯 子 男 爵	滿30歳	同	第4條
---	---------	------	---	-----

同	國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者	滿30歳	同	第5條
---	----------------	------	---	-----

貴族員議員資格年齢	帝國學士院會員タル者	滿30歳	貴族院令	第5條ノ2
-----------	------------	------	------	-------

	多額納税者	満30歳	同	第6條
	華族ノ男子	成年	同	第2條
衆議院議員資格年齢	選挙権	満25歳	衆議院議員選挙法	第5條第1項
	被選挙権	満30歳	同	同條第2項
市公民年齢		25年		市制第9條第1項
町村公民年齢		25年		町村制第7條第1項
府縣會議員	選挙権共被選挙権	25年(市町村公民)		府縣制第6條第1項
北海道會議員	同右	25年		北海道會法第3條第1項
商工會議所議員	同右	30歳		商工會議所所法第16條及第17條2號
5 兵事年齢	徴兵適齡	20年(前年12月1日ヨリ其ノ年11月)兵役法第33條第1項		
	志願=依ル兵卒	17年以上 徴兵適齡未滿ノ者兵役法施行令第7條第1項		

アルコールは生理的に刺激作用乃至精力回復力を心身に馴致するものであるから飲酒欲は體性の熟成と密接の関係がある、而して此の事實は延て人の獨立自營性と索連關係を保有するのであり之を社會科學的に解釋するときは人の飲酒能力は成人能力乃至結婚能力と不可分の關係がある、人が成人に達するときは親の扶養保育を離れて獨立自營の地位に立つ、獨立自營は即獨立の成人として對外關係に於ては一般社會に於ける他の成人と獨立對等の地位に於て法律、經濟、社交關係の當事者となることの謂であり對内關係に於ては家父の下に於て弟妹又は老父母を扶助すべきの責務を獨立して負ふの資格を具有するの謂である。此の獨立自營の地位が對外的には他人と賣買其他の法律、經濟關係や集會其他の社交關係の直接當事者と爲らしむるを以て其必要上自ら之に法律行爲能力を與ふことを規定せねばならぬことになる、而して法律乃至經濟關係の當事者となることは彼我社交するに依りて初めて成立するものであり又心身の成育に依りて家業を獨自で經營する結果初めて辛苦疲勞を感じ更に體性完成は成人を結婚に導くものである、アルコールが社交、勞働、男性の三項に對し幸福促進又は愉快回復の媒劑となることは實にアルコール本然の使命たることに考へ合はすとき飲酒權享有の根據は人の法律行爲能力、經濟活動能力、性交能力なる人の基本的生活上の三大能力と正に同一の基礎の上に立つものなるや明白である、而して人の法律行爲能力を民法は20歳なりと定む是單に法律行爲のみにとゞまらず獨立の經濟活動の能力乃至獨立の社交能力も亦認めたるの意に外ならず惟ふに人は一面に於て身自らを完成して然る後種族的に子孫保存の活動に入り生殖、傳育の活動に入る、他面社會的には一定の職業に従事し生計を維持し社交關係

に入るのである、アルコールが社交の具であり身心精力の回復劑であり性交刺戟の方便である以上成年をしてアルコールを利用せしむることは人の基本的生活と離すことは絶體不能の關係にあること自ら明白であり、此の必要こそ實に酒が人類歴史の創始と時を同じくして生じ幾百萬年の歴史的發達を遂げて來た所以であり若しアルコールにして上述の三效能—社交回復、性關係に對し效用乃至愉快を附與せざりしならんには既に業に古代に於て酒は存在の理由を失ひ現世文化が缺酒文明と化したる筈である (Raymond Pearl, Alcohol)

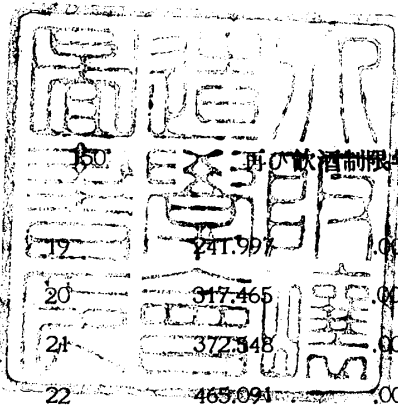
成年能力は法律的には行爲能力の意であり經濟的には自立經濟能力であり社會的には社交能力であり酒的には飲酒能力の謂であつて齊しく其依るべきの根據は人が成人して心身共に發育し人類社會に於て「獨立の一人前」と一般に承認せらるる「尋常なる成人の肉體的並精神狀態」其ものに存すと云ふべきなり。

然らば日本民族は日本の氣候、風土、其他の還境に於て生來より何々年目を以て成人に達するか？之を國勢調査(大正9年)既婚者調(註2)に徴するに 男性婚姻は満16才を以て初まり20—25才と逐歲遞増的に開展し26—29には一段嵩増し30—32を以て最高潮に達し之を分界嶺として漸次極めて緩かに落潮低下の傾向を採つて居る。

婚姻問題は經濟問題と密接不可分の關係にあるから身心の完熟如何の問題と必ずしも符節を一にするものではないが之に依つても日本男性は満15才より満20才迄が成年の初期であり20—42が最盛期であり42—60が落潮期60—100が衰亡期である、人生精華の期間20—42は成人活動期間であることを明示して居る。此等の統計事實に徴し考察すれば大正11年3月の法律を以て成人に限り飲酒權を享有せしめたることは社會科學上よりは正しと思料す。

(註2) 既 婚 者 數 調

年齢(歳)	總數	割合(毛)	男	割合(毛)	女	割合(毛)
11	1		1			
12	29		1		28	
13	261		11		250	
14	4.786		47		4.739	.0002
15	15.706	.0002	348		15.358	.0005
16	42.050	.0007	3.888	.0001	38.162	.0013
17	91.678	.0016	10.564	.0003	81.114	.0029
18	159.008	.0028	21.884	.0007	137.124	.0049



150 再の飲酒制限年齢引上法案の可否を論じて酒業國益論に及ぶ

12	241.997	.0043	40.296	.0014	201.701	.0072
20	317.465	.0056	61.945	.0022	255.520	.0091
21	372.548	.0066	85.387	.0030	287.161	.0102
22	465.091	.0083	129.194	.0046	335.897	.0120
23	512.981	.0091	174.782	.0062	338.199	.0121
24	580.114	.0103	222.975	.0079	357.139	.0127
25	629.752	.0112	265.180	.0095	362.572	.0129
26	646.151	.0115	290.054	.0105	356.097	.0127
27	650.601	.0116	304.236	.0108	346.365	.0123
28	675.575	.0120	323.590	.0123	351.985	.0126
29	629.519	.0112	306.026	.0109	323.493	.0115
30	676.434	.0120	334.437	.0126	341.997	.0122
31	720.633	.0128	357.650	.0127	362.983	.0126
32	698.187	.0124	347.698	.0123	349.489	.0125
33	677.501	.0121	316.893	.0112	340.608	.0121
34	672.569	.0120	334.230	.0119	338.339	.0121
35	648.065	.0115	323.524	.0115	324.541	.0116
總人口	55,963,053		28,044,185		27,918,868	

2. 幼少年未成年飲酒の可否

アルコールの人生に對する效能(上述)に鑑み幼少年に對して酒は概して效用無きことは明である、所謂少年とは幼者と成人との中間に介在せる者に關する人的觀念であるが少年法は最高18未滿と規定し最低年限を規定せず予は獨斷的に上掲國勢調査の既婚調に基き最低限を15と定めて少年とは15—17歳の者を指すとせん。

未成年とは18—19歳となすことは我法制的綜合的解釋なりとす。

未成年乃至少年の飲酒可否如何？

各人の成育狀況は體質等の差違ありて一定せず甲は18歳にて成人したるに乙は19乃至20歳にて成人し丙は17歳にて成人すると云ふが如し此の理は幼少年階級の狀況に付ても亦同じ。

幼年は飲酒と無關係なりと云ふべく少年乃至未成年特に未成年と飲酒權の問題との關係如何

大凡飲酒問題 (Alkoholfrage) は三個の方面を以て組成せらる (1) 衛生條件 (Hyginische Seite) (2) 經濟條件 (Wirtschaftl. S.) (3) 風紀條件 (Sittl. S.) 是なり (Kluss, Alkoholfrage 1905) 此三つの條件が完備する人に限り初めて飲酒權の享有を承認すべきである故に假令飲酒

が少年又は未成年者の心身の發育に對し惡影響がないにしても經濟的乃至風紀的條件に於て缺くる此等の者に對しては飲酒權の享有は之を否定せなければならぬ、少年、未成年殊に未成年に付て言へば未成年中比較的早熟の青年は心身完成して既に17、8歳にして完全なる成人能力を具へ社會の獨立人として一家の世帯を具へ社交、法律的乃至經濟的交渉に於て毫も欠缺なき者は格別とし一般に我國の家族生活の現狀にありては普通教育を卒へてより父母の膝下に於て或は全く父兄扶養の下に隸屬して被傳育の境涯に在り或は他人の事務に奉公又は給仕として仕へ未獨立の半人前として勤務しつゝある境涯に在るものが大概少年未成年の多大數を占めてをる國情である、從て此等の階級の者が心身相當の生理的發展をなしつゝ且嫌酒教育を受けつゝありて猶且酒を好むと云ふに於ては飲酒は決して衛生上害惡ありとなすべからず然れども此の階級は父母乃至は他人の監督に服し經濟的に隸屬せる半人であるに拘らず監督者の生計(經濟)上の負擔を増さしむるが如き飲酒は決して許し得べきものに非ず、獨立自營の地位に於て酒代を支出すとならば格別半獨立乃至は全部的に從屬の境遇に居りつゝ飲酒をなすが如き生活様式は社會秩序乃至國民經濟上よりするも良しき現象には非ず殊に此階級は酒の媒介による性問題より生ずる幾多の誘惑に感染し易き境涯に在りて其人の將來の全生涯の運命を決定せらるべき岐路に立てる者である之に酒を禁する目的は單に飲酒を排斥するにあらず飲酒の往々誘引する墮落乃至浪費就中女性問題を排斥することを主眼とするにあり從て未成年禁酒問題は實は單純なる日本語に所謂飲酒問題にあらずして實に風紀問題經濟問題を主たる内容とする社會問題であるのである。而も現代の社會科學は之を『飲酒問題』として取扱ふものなり要言すれば浪費抑制問題と風紀問題が酒に關連して起り勝ちなる。が故に之をば總括して『飲酒問題』とは稱するのであつて此の事は現代社會科學の通論である。要之未成年及少年の飲酒は經濟的關係及社會秩序乃至風紀條件に於て缺くところあるを以て此の種の半成人、半人前の階級には獨立の標徴たるべき飲酒の特典は之を許すべきに非ずとなすを相當と信す。

18—19歳の未成年者階級中には20歳階級以上の者と均しく職業=社交的、其他の一切の關係に於て事實上20歳以上の者と全く對等なる者尠からず之等の者に對しては飲酒權を享有せしむること毫も不可なきが如しと雖も此等の年齢階級にある者の大半は獨立成人に近づきつゝありと云ふに止まり未だ成人に達せざる半獨立人階級として一般には父兄乃至は公私の主人に從屬して保佐監督に服する階級に屬し社會法上の法律行爲能力を缺欠せるが故に此階級に對しても亦成人能力の標徴たる『飲酒權』を附與するは妥當なりと認むるを得ざるべし。

3. 25未満の成年階級の飲酒権の基礎

20—24歳階級の飲酒権を剥奪せんとする「飲酒制限年齢引上法案」は果して社會科學的に基礎を有するや？

此年齢階級は人生成年の第一期生に屬し其特徴は特に^{●●}體力(精神力よりも)の最高潮に達する期間である是れ我^{●●●}兵役法は此階級を日本民族の^{●●●●}精銳階級として全國民の生命財産の安全を保障すべき責務を負擔せしめたる所以なり、此階級は^{○●}新銳成人として家にありては上老父母に代りて獨立の勞役事項を擔任し下幼少の弟妹に向つて保佐教導の任に當り^{△△△△}家運を^{△△△△}新生の^{△△}双肩に負立すると共に外にありては他の成人と對等の地位に於て^{○●}社交に依り相識の間柄となり進んでは賣買貸借の法律關係や農工商其他に對し^{●●●●●●●●●●}人生初一步の經濟活動に^{●●●●●●●●●●}乗出す階級であるかくの如く外敵に對して^{●●}國防に任し内憂に對し^{●●}警固の任に充たり又産業開發の^{●●●●}中心勢力を構成するのである然るに^{○●}アルコールは此階級が上述の責任を果す上に於て必要な元氣又は^{●●}辛勞に對し刺戟乃至慰安劑として役立つものであるからして此階級が酒類を使用するは極めて有用且妥當なりと認めねばならぬ今經驗上よりして^{●●●●●●●●●●}飲酒欲の程度と年齢階級との相互關係を推論すれば15—17に於ては飲酒欲は極めて淺薄なり次で18—19に於て稍淺薄である、20—24に於て漸く飲酒を悟る、25—30に於て次第に高く、30—42に於て最高潮であり、42—60に於て漸次微かづゝ落潮を覺ゆるものゝ如し惟ふに20—24階級は30—42階級に比して飲酒欲望の烈度は遙に低い、是此階級は彼の如く完全なる婚姻能力を具備するに至らざるが爲めである。此の階級が濫飲過飲の弊風に陥ることも極めて稀少なる所以である、成人の此の初期に於て『^{○●○●○●○●○●○●}社交の機會』を造出して將來經濟的、社會的乃至職業的に^{○●○●○●○●○●○●}大發展を期すると共に^{○●○●○●○●○●○●}人格完成の『^{△△△△△△△△△△}有益なる機會』を捕ふることは此階級に於て極めて有意義且正當である從て^{○●○●○●○●○●○●}社交の方便として酒類を飲用するは公秩良俗上認むるを相當とせざるべからず。殊に此の階級は未成年少年階級の如き父兄又は主人に従屬せる半獨立の階級とは一切の生活事情を異にし法律、經濟、社會的關係に於て總て^{○●○●○●○●○●○●}獨立の責任を負ふ階級なるが故に僅少の酒量を社交方便として使用することは極めて有要であるを以て^{○●○●○●○●○●○●}此の階級の飲酒権を保有することは極めて合理的なりと謂はざるべからず。

然れども茲に注意すべきは此の階級は完全なる婚姻能力を有せず單に此狀態に近付つゝある階級に止まるを以て特に風紀の肅正に付て格段の監督施設を必要となすなり、此階級に關する飲酒問題は大概同時に經濟問題殊に風紀問題に繫屬するのである。

25歳未満飲酒禁止問題は^{○●○●○●○●○●○●}風紀取締問題を主眼とするものであるべきである、從て^{○●○●○●○●○●○●}單純なる

酒問題(家庭小酌の如き)を解決する前に先づ根本問題たる墮落抑制乃至浪費抑制としての飲酒問題を決せなければならぬ、近時體育、風紀、性、衛生等に關し積極的な國家公共の施設乃至は社會的施設が逐年増設せらるゝ傾向あり、從て之と併行して飲酒問題が起るは蓋當然であると云はねばならぬ。

今引上法案の論據を按するに大約二説となす事を得るであろう即

(イ) 此階級に禁酒を強制すれば其の一生涯を通じ酒欲は退化すべく斯て其人の一生を通じて飲酒費用を節し品性の廉潔を保有し得べしと(人格説—社會改善説)

(ロ) 成年初期の階級は前途遼遠なる將來を有つ、有害なる浪費に屬する酒色特に性的耽溺に因つて心身を害して其人の一生を臺無となさしむべしと(經濟説—國民經濟説)

成程20—24階級—未成年—少年の3階級に對し右の(イ)(ロ)の兩説は半面の眞理を有することは否定することを得ない、何となれば此階級は過飲(酒の分量を飲み過ぎるの意味に於ける)現象は極めて稀少なり、然し浪費乃至墮落(酒色就中性問題を主とする)現象は相當多かるべきなり。

此問題の解決は風紀矯正に依りて解決せらるべき問題である仍てカフェー、レストラン、バー等風紀を主とする場屋の取締乃至改善に付ては將來大に考究の要あるべきも此れが爲めに成年が平和なる家庭に於ける「小酌」迄を強制禁止するの理はない。又重要乃至有益なる社交(生業上の接待關係等に於ける)に於ける飲酒の如き之を制止するは成人權の享有を否定するに均しくその不法なることは明なり、と謂ふべきであらう。

一律一體に此階級の適飲乃至有益社交に於ける飲酒を強制抑止することを止め特殊の場合即ち前述の風俗に關する場屋乃至娛樂場に於ける浪費抑制(酒のみに限らず)を主眼とする施設を講ずることは望ましく其の一端として特に嚴正なる節酒を此等の場屋に於て強制し斯て冗費浪費の抑制をなすことは吾人の夙に論議し來りたる所である。(日本釀造協會第25年3、4月號)

4. 引上法案制定後の結果に對する豫察

今假に25歳引上法案が制定せられたりとせば其效果や如何就中經濟的效果如何

20—24階級(國勢調査によれば230萬人)の禁酒に依り節約すべき飲酒量を推算するに約酒70萬石内外であらう、此の賣上金額を約1億2千萬圓と見積り造石税2800萬圓其他の公課500萬圓と假定せよ差引8700萬圓が國民節約額となつて出来るであらう又原料米に付ては45萬

右の節餘を生じ耕地面積は25萬丁歩の餘裕が生ずるものと推算することができるであらうとせよ。(註3)

(註3) 20歳—24歳 人口調

	總 數			未 婚		
	總 數	男	女	總 數	男	女
0歳—19歳	25,835,259	13,058,030	12,777,229			
同上總人口=對スル割合	.461	.465	.457			
20—25	30,127,794	14,986,155	15,141,639			
同上總人口=對スル割合	.539					
15—19				4,868,618	2,672,042	2,196,576
同上總人口=對スル割合				.168	.172	.163
20—24	4,609,310	2,316,479	2,292,831	2,361,111	1,642,196	718,915
同上總人口=對スル割合	.082	.082	.081	0.81	.105	.053
總 數	55,963,053	28,044,185	27,918,863	28,947,580	15,508,505	13,439,075

成程8700萬圓の飲酒金高を節して之を郵便貯金其他國民經濟上有意義な用途に此等の禁酒階級が貯蓄乃至使用すれば此等消費階級の經濟的生活狀態が改善せらるゝであらう、これは確に事實であるが之と同時に其反面に於てはそれだけ酒業の衰退縮少を來し國家歳入の減少を來し米穀及耕地の餘剩の結果米價、耕地時價の低落を來すのであつて即酒業、國庫、農村の疲弊一般商界の沈衰をそれだけ助長するのである。

即一方に得るも一方に失ふのであつて差引プラス、マイナス、エコール零と云ふことになるでないか!!冗費の節約は結構だが一切の緊縮は一方の消費を助けるが相手方の生産を妨け其結果は新なる何物をも得る所なく徒に逐年人口の増加に悩まるのであつて經濟原理の進歩せる開明國に於て如斯方策は考究の餘地あるべきなり、而して右は消費者が飲酒節約に依りて得る餘財を有益なる方面に消費した場合に於てすら國民經濟全體から見て彼我差引に於て得るところは極めて少いことを知るが豈んや右消費者が此の餘財を無益なる方面に消費したとすれば現行の酒業を衰退せしめ他方に於て此に代りて酒業よりも不必要な他の事業が勃興したとせよ、そのときは却て非なる經濟的結果を國民に齎來するであらう、本法案の制定をとするならば之と同時に此階級の節約したる飲酒金額を他の有意義なる方面に有効に使用せしむべき公共施設を先づ發案し兩案を同時制定となすにあらざれば其效なかるべしと言ふに對し如何なる答案を作り得るであらうか。

一層のこと現行通りとして3300萬圓の酒業より生ずる租稅收入を國家及び地方團體が有意義に國利民福乃至は此種階級の向上發展に必要な施設に使用する方が目に見えて遙かに優れるにあらずや？ 斯く觀じ來れば引上法案は決して妥當ではない。

5. 我國は列國中高級禁酒年齡國であり且高等節酒國である

(1) 列國飲酒制限年齡との比較

酒は防寒劑として役立つから雪國では飲酒の風は一般に強い併し氣候寒冷なるに伴れ人體の成熟は遅れる反之暖國は飲酒の風は弱い其代りに成熟期は早いものと觀ることが出来る、彼のアイヌ族が強烈なる飲酒欲あるに印度民族、モスレム民族、猶太人等は信教上の理由により禁酒心が強いとは謂へ一つは氣候等の自然的條件に左右せられておるのではなからうか？ 又酒の種類に依りて酒害に輕重があることも疑ひなき事實であるから此等酒の種類と氣候等の諸條件を考慮に入れ大觀するときは我國は氣候溫暖にして人の成熟期は寒冷地方に比し早いとも遅くはない、加ふるに酒類は酒精分低き軟酒であるから、露國又はスエーデン、ノルウェーの如き高き年齡でなくて良い、少くとも英、獨、丁、澳、匈等に比準して17歳乃至18歳にて充分であるとの論議も立ち得ると思ふ、我少年法は17歳以下を少年と制定せるより推せば我國で18歳以上を以て飲酒年齡と定むべしとなす説も其自身に於て正しいとも云ひ得るのである。(註4)

(註4) 列國飲酒制限年齡調

スエーデン	21歳	ノルウェー	20歳	ロシア	20歳	英國	18歳
デンマーク	16歳	獨逸	16歳	澳國	16歳	匈	16歳

然れども少年以上成年未滿の者の飲酒費用の負擔の歸屬者は誰人なるか？ 敢て恕説の要を認めぬであらう、殊に風俗に關する場屋内の飲酒は防寒乃至辛勞緩和の如き有益乃至有意義の消費に非ずして多くは社會一般の勧めざるところの無益飲酒乃至浪費に屬する事が多いのである従て未成年の此種の場屋の出入禁止は開明國民の健全なる獨立國民の前途を案じ氣遣ふの正情よりして此17—19階級に禁酒を強要するは當然の處置と斷ぜねばならぬ。

假りに此等の者が飲酒するは可なりと假定するも、酒類は元來、社交方便として對人關係の媒劑である對人關係を善良有益に誘媒するも酒であるが不良有害に媒介するも酒であること、恰も甲男乙女の婚姻を媒酌する丙の擬人格に等しい甲、乙、は相互の對人關係の良否を等外視して夫婦生活良なれば媒酌人丙を褒め且つ謝し若又夫婦生活不良なれば丙を怨み且罵る、是れ人情の常である、酒は會飲當事者相互間の社交を善良化すれば酒を善稱し若又不善

の社交に誘はば即酒を有害視する酒は百藥の長と稱へ又は狂水なりと評すは這般の感情を描寫して眞を穿てりと云ふべく飲習が誘引となつて少年未成年の前途を誤らしめ常に一人一家の不幸を來すのみならず延て社會全體の不幸を齎すに至るべく而して此種の事例は日常現象に於て目撃するところにして次代國民たる幼少青年を子弟に持つ「親乃至兄心」として自己の子弟に對し終始傳育指導の職責を寸時も忘れ難きは日本國民道德の粹である在來の「酒飲みに碌な人はない」と云ふ現代俚諺が雲散霧消して此に代りて「酒飲みに惡人なし」と云ふ俚諺が國民心理に芽生へる新時世が來た時に於て初めて飲酒年齢は之を引下けることにした方が良くはなからうか？之を思ふの時は現時の環境に於ては現行禁酒制限年齢(20)は定に妥當であると信するのであつて引下ける必要は認められない。

更に又我國現行飲酒制限年齢は列國に比するに我國は最高級年齢の部に屬することは註 4 によりて明に之を知るのであるから現行以上に年齢を引上げる必要も認める事が出来ないと信する。

(ロ) 列國節酒狀況の對比

列國節酒狀況を一覽するに

(註5)

人口1人當リ酒類別酒精分量消費表

1人當リ1年消費量										
國名	1906-1910			1923-1926			1906-1910	1923-1926	増減	
	ビール	葡萄酒	焼酎	ビール	葡萄酒	焼酎	酒精分	100%量		
							ニテ換算	ソタル石數		
フランス	204.60	792.00	24.20	162.25	919.60	14.30	125.95	112.75	-10%	
イタリー	8.80	707.30	1.75	17.60	607.20	3.85	95.15	87.45	-8	
スペイン	16.50	382.25	8.80	10.45	468.05	17.60	59.40	85.25	-43	
スイス	379.50	306.35	10.45	229.90	262.35	13.20	75.35	48.95	-11	
ベルギー	1214.40	28.60	14.85	1037.30	44.55	6.05	58.30	45.65	-20	
オースタリー	287.10	108.35	10.35	394.90	80.85	8.80	42.35	31.90	-24	
大ブリテン	677.05	66.00	11.55	418.45	8.80	4.40	53.35	31.35	-40	
ハンガリー	—	—	—	—	161.70	3.30	—	25.30	—	
チエツコスロバキア	—	—	—	332.20	20.90	9.35	—	24.75	—	
オーストラリヤ	305.80	12.65	11.00	271.70	12.10	6.05	31.35	23.65	-60	
ノイシーランド	—	—	—	240.90	3.85	11.55	—	23.10	—	
ブルガリヤ	—	—	—	15.95	117.15	6.60	—	21.45	—	
ドイツ	576.95	26.40	19.80	353.65	23.10	5.50	41.25	10.35	-50	

エストラント	—	—	—	53.35	1.10	15.95	—	18.15	—
スエーデン	118.80	2.75	18.70	201.30	3.30	11.55	23.65	17.05	—28
● 本(1929年)	—	—	—	酒清 12.32	麥酒 0.54	焼酎 2.95	酒精含有飲料 0.17	合計 15.98	
デンマーク	199.10	8.25	28.60	352.55	93.50	4.40	37.40	15.40	—58
ポーランド	150.15	8.80	19.80	140.25	9.35	6.05	27.50	15.40	—44
ノールウェー	101.20	6.60	7.70	146.85	14.85	2.20	13.20	13.20	—
ルーマニア	—	—	—	20.35	67.10	3.85	—	12.65	—
カナダ	124.30	2.20	11.55	118.80	1.65	3.30	18.15	9.35	—48

列國の分は1925-1926國際禁酒統計年鑑に依る

日本の分は昭和4年度主税局統計書に依る

本表に依れば列國(21)中第16位を占むるこゝが判かる。如何に我國が高級節酒國であるかを察知する事が出来る

此表によれば釐酒政策を採れる南歐諸國佛、伊、西、スイス、白が第1階段(1人當り純酒精量に換算して4升5合以上)を占め節酒政策の英、白、匈、奥、チェツコスラボキア、獨(1人當り2升以上)は第2階段を可成少な目の節酒政策を採れる瑞典、日本、丁抹、波蘭、諾威、ルーマニア(1人當り1升以上)が最低階段を組成し禁酒主義に近いカナダ國が最末位を占めて居ることを示しておる。

我國が可成少な目の節酒國たることを示す理由如何と曰ふに次の如し

- (イ) 我國酒稅就中釀造酒稅が列國中でも甚だ高稅であること(註6)
- (ロ) 禁酒制限年齢が高級である爲め飲酒總人口が少數なること(總人口の5割4分)
- (ハ) 禁酒教育乃至節酒思想が相當に旺んであること
- (ニ) 一般に國民の社交的性が比較的に欠如せること
- (ホ) 氣候が比較的溫暖であること
- (ヘ) 明治、大正、昭和を通じ國民經濟の急激なる進展に伴ひ各人の生活費の向上が急激であり酒價が高くて生計費を脅かすこと等が重なる原因であろうと思ふ

(註 6) 列國麥酒稅及葡萄酒稅率表

(1) 麥酒稅の麥酒小賣價格に對する割合表

國名	場所	値	稅	壺詰(3.1½合)=付1本ノ小賣實値=換算シタルモノ	租稅ノ小賣價格=對スル割合
英 國	London	1 Pint(3合1½)=付6d		25錢	40%
佛 國	Paris	壺詰 1立 壺詰 1立	0.7-0.9Fr 1.1Fr	4錢-5錢 6錢	(イ)
白 國	Brussels	1 l	0.95-1.14Fr	4錢-5錢	(ロ)

獨 國	Berlin	1 Pint 32.5d	17錢	10.5%
和 蘭	Hague	1 立 48 c	23錢	7%
丁 抹 國	Copen hagen	0.35立 = 付 (壺詰445re) 295re	18錢	25%

(イ) 佛國は麥酒に對しては造石税として 1 Hlに付 酒精分1度に付き 2Fr を課すの外年々の造石高に應じ免許税として 150Fr-500Fr (60圓-200圓) を徴収す

上記の外免許税として卸商人に對しては 200Fr-500Fr (80圓-200圓) を

小賣人に對しては一回 5Fr-112.5Fr (2圓-45圓) つゞな年四回納付せしむ (1926)

(ロ) 白國は造石税は製品課税の制に依らず醗酵液1甬20c (8錢) の割合にて課税す

(2) 葡 萄 酒 税

國 名	課 税	率	邦貨換算税額
佛 國	葡萄酒	100立 15Fr	1石 10.83錢
	果實酒及蜂蜜酒	100立 7.5Fr	1石 5.41

右外卸商人に對し「燒酎奢侈税」として卸賣價格の25割

を課す但大卸に付ては別に賣上税を課す

從價 25割

伊 國 同國は地方税を主とし國税は地方税に附加して徴収する事となり居れり

地 方 税 率	國 税 率	合 計	
樽詰ノモノ	1等品 30lira 2等品 25 3等品 20 4等品 15	15 45 lira 12 32 " 12 17 "	32.49錢 28.70 23.10 12.30
壺詰ノモノ	1等品 0.60 2等品 0.50 3等品 0.40 4等品 0.30	0.90 " 0.80 " 0.80 " 0.60 "	壺詰1本 36錢 32 28 24

獨 國	沸騰葡萄酒及之ニ類似スルモノニ付		
1926年	壺詰ノモノ 1 m	壺詰1本	50錢
	其他ノモノ 20 pf	"	10

此表によれば本邦釀造酒税は他國に比し輕くないことが判かる

或は曰ん我國は極端なる節酒國なることは國際統計が示す處であるから此以上節酒するの必要はなきに非ずや？と

成程所謂「飲酒問題」が文字通りの「酒問題」に止まる「家庭小酌論」乃至は「社交的飲酒論」に屬する限りは毫も異論あるべからず殊に節酒教育乃至は禁酒思想の旺盛なる今日に於ては此以上特に節酒を高潮する必要はないが併し特に注意を要することは飲酒問題とは單純なる「酒問題」に非ることなり、1合の酒が1圓乃至數圓する「供酒場乃至風紀に関する場屋」の問題が齊しく否最も飲酒問題の眼目をなすとを忘れてはならぬ「飲酒適度」と云ふ意味を専ら飲酒の分量のみに解するときは萬物利用の法則は適度である事を要し何にも「酒」のみに限つたとはないのであるが社會問題としての飲酒問題は飲酒分量の數量のみを指

すのではない酒量は僅少に止まつて居ても飲酒に關連する他の索連事項即奢侈浪費乃至墮落の事實の發生に對し之を豫防する上に於て最も飲酒問題の「適度」を高調するを要するとを知らざるべからず、換言すれば適度の遊興費消は可とするも過度の浪費、女色沈溺乃至不相當なる浪費の如きはとかく僅少の飲酒によつて誘引せらるゝこととし此等の酒に依つて誘引せらるゝ浪費問題、墮落問題及酒精中毒、犯罪、警察事故發生等の諸社會問題を總稱して「飲酒問題」と謂ふのであつて此等のいまわしき社會現象に對しては之を豫防鎮壓するの施設を採用したならば現在の「酒飲みに碌な人」はないと云ふ通俗的俚諺の横行を緩和し一般公衆の共鳴と共に酒業昌榮の爲にも統制ある過飲(浪費)抑制施設の必要があるのである。かくするとが酒業の光輝ある歴史を更に偉大ならしむる所以であらうと信す。

要之飲酒年齢引上法案は我國情に適せざるとが明白となつた何となれば現行制限年齢は列國中でも最高の部類に入つておる現狀であるから此以上高めるには積極的理由がなくはならぬ然るに我國では節酒教育が相當盛であり國民の節酒狀況も相當に行渡り列國中最節酒國の部類に現實入つて居るのであるから我國のみ獨り年齢を高めて適正なる小酌すらも制限するが如き殊更に制度を採る必要は認むるとは出来ない、20歳以上25歳階級が辛勞慰和乃至防寒家庭、社交上よりする適飲なる限りは成人たる此階級に適度の飲酒權を認むべきは正當のことである而して如斯法案を制定する代りに此種の階級に對し其酒税に相當する3300萬圓内外の公課を有益に使用して此等階級者の精神的又は肉體的人格の完成を積極的に促進する各種の施設風紀乃至浪費抑制に必要な施設や娛樂の施設を設置すべく之と同時に他面に於ては租税立替の公的機能を營む酒業の指導、助成、租税納付の容易、健實なる經營を保全助長するが如き合理的なる國家の施設特に官行監督を施行する方が却てより多く20—25の國民階級の幸福を計ることとなり且本邦酒業の進展により多く寄與する所以であらう、と信するものである之に就ても吾人は卑見を既に公表してある。

第2 酒業國益論

1 酒業と農村振興乃至殖産興業との關係

我清酒業は獨逸の麥酒業佛國其他南歐諸國の葡萄酒業と共に其歴史、國民の生業たる地位及體樣等に於て相似しておる「清酒業」は農産物の工業化である、全國到る所に散在分布し、釀造各條件の最も優良なる一定の地區に於て群集して「銘釀地方」を構成し地方文化の中樞をなし農業、地方商業及地方勞働に對し重要なる經濟機能を帶有して居る斯て酒業統計の見るべきものなければ組織の區別、資本金の總額、従業員の總數地方的分布狀況等正確なることを

知るに由ないが兎角6~7億の資本金と10數萬の従業員を擁し地方産業の大宗として米穀に對する需要を促し農漁業、勞働を調節し地方開發の動因を形成し延て地方商業取引に對し重要な因子を構成するものである、實に酒業は地方農、漁村の繁榮に對し直接間接に貢獻すること甚大である若夫れ我國先覺者が英米の禁節思潮に依る文化を採用せざりしならんには今日の如くにまでも酒業には委縮せざりしなりしやも知れないが世界節酒思潮漸高の大勢に支配せられて將來益々思想的には難局に直面するものと覺悟せねばならぬ。此の秋にあたりて能く酒業が地方の農工商庶業に對し中心勢力を維持して昌榮を計らんとするには克く科學の基礎に立つて酒業の國益を高調することが必要であると思ふ。

今や經濟界は一段と不況に沈淪し文化品たる酒價の暴落は底止するを知らないが剩へ酒税は世界中でも重税の部類であつて而も納税は規則正しく納期毎に告來するのであるから今日では一般公衆に「酒業を惡しく思はないよう」に換言すれば禁酒論の善導の方策を按じて經濟的に救はれない斯業を精神的に力付くるの方途に出づるも又一策であろう。酒業は一般公衆に對し如何に國民經濟特に農業經濟に密接の關係あるかを高調し其諒解を求むる事に努力せねばならぬ。

麥酒及燒酎其他に就ても清酒に比して全般的たると部分的たるとの程度の差はあるが其理論の構成には全く變りはない。

2 酒業の公的機能

酒業は國庫と國民の中間に介在して酒税の立替取立をなす謂はゞ半官半民の公的機關である酒税の賦課徴収は此の仲介機關の協力によりて初めて完し我國內地は民營であるが燒酎に付ては國營專賣制度は世界の大勢であり麥酒等についても又之を施行せる國も鮮くはない此の酒業が公的機關たるの機能を實質的に發揚して居ることを一般大衆は殆ど感知してゐないの觀がある。茲に付ては將來大に考慮の要あらん酒業が納税立替の公的機能を完全に且苦痛少くして完済せしむる爲めには英國の酒類監督局の制度の如きは一顧の價値なきに非るべし

酒業者に對する造石税は業者に於て賣酒代金を收入せると果又貸滞に陥れるとに頓著なく嚴正に規則正しく納付を命ぜらるゝの責務あるに反し顧客は酒代金を支拂ふことが全くその隨意であると云ふことは何と云つても不合理である。此の不合理を現時に於て國家は默過すべきでない、國家が無爲にして過ごす事は舊式たるべし。

此は英國の自由學派時代の自由民權の思想を受け各人は營業の自由を有し各人は組合の自由を有す、國家は權力を以て酒家又は酒造組合に干涉すべからずとなした舊式思想に發足し

た思潮であつて大戰後の世界思潮とは大に趣を異にしてゐる、實に業者全般の幸福も計るが顧客の幸福も同時に計るべく公の力に依りて行政することは最近の世界的思潮である特に酒業の如く莫大なる租稅收納の任に當る公的機關に均しき者に對し租稅債權の徴收以外に不干渉を主義とすることは大に考究を要すとせざるべからず。

出來得る限り酒稅の納稅に便益を附與し正常の利潤(不當利益を許さざること勿論である)に税金を加算したる酒代金の回収を確實に保全すべき開明的施設を講ずることは租稅正義に適ふものである。

歐洲に於て酒業が國王の獨專乃至貴族僧侶階級の專占に在りし時代に於ては酒業の社會的地位又は待遇に於て一般庶業と異りしや論なし。其後の庶民階級に醸造權が認められてより特に政治上特別の執り成しありしを知らずと雖も近時公營官營乃至は官行監督の制が大戦後に施行せらるゝに至り此等の施設により國家が酒業の發展を助長すると共に飲酒する民衆の幸福をも同時に圖る事例も芽生來る趨向を示しておる此の秋に際し酒業の公的性質を一般に周知せしめ一般公衆の諒解と共鳴を得せしむることは強ち無益には非ず。納稅立替を業とする斯業に付ては未だ補償法制乃至は造石調節法制等に就き民衆の共鳴なきは畢竟酒業に對する國民理解薄きに因ると見るの外なかるべし。

今や文化は日進に新である公的性質を有する酒業は精神的にも物質的にも大衆の共鳴を得て進化せんこそ眞に望ましい次第である、それに付ても吾人は「酒飲みに惡人なし」の俚諺が民間に流行するの期の早く到來せんことを期したいものである斯てこそ酒は國民の幸福を計るてう眞使命を果すものであつて實に酒業國益論の理想は茲に在りと斷ぜねばならぬ。

3 酒業の對外發展

酒業が對內的に例へ禁節酒論の爲めに大なる進展を期すとが出来ないにしても東洋制釀權に向つて努力することは又酒業國益論の本旨である。之に付ては予は屢纒述し來りたり。

4 世界に於ける絶對的禁酒制度凋落の傾向

現時世界禁酒國アメリカ及フィンランドに於ける近狀を察するに兩國共に贊酒派は優勢を加へつゝあるものゝ如し米國にては翌1932年の總選舉には贊酒派モロー氏(Morrow)が禁酒派の現大統領フーバー氏(Hoover)に代りて大統領公補として出馬し優勝すべしと豫測するものゝ如くである、たとへ第18回修正憲法(the 18. Amendment)の改正手續は實行容易でないにしても執行法たるヴォルステット法(Volstead Act)の廢止は必ずしも不能でなからうか何分にも目下のところ贊禁の分野が判定し難い狀況であるらしい。

フィンランドに於ても禁酒反對の聲次第に優勢を報じつゝありと雖も未だ著しき法制上の

變革は無きものゝ如くである。

戰時又は戰後に於て禁酒の制を布きたる國に付て見るに先づ、ロシアの一部的若くは地方的禁酒の解放行はれ次でカナダの各洲、アイスランド、ノルウェーと順次に禁酒撤廢が行はれ今やチェコスラバギア國の燒酎禁止の制が廢罷せらるゝことゝなつた斯て絕對禁酒の制の廢罷の傾向は次第に進展する傾向を表し來れり。

第 3 結 論

上來の所論を結晶すれば現行飲酒制限年齢は之を引上べからず、引下べからず、現状を維持するを以て正となすべきなり我國は既に世界屈指の禁酒高級年齢國であり且最も少なめの飲酒政策を採用せる國情にあるを以て成年以上の階級の適飲現象に對しては現在以上に制肘乃至制限を加ふべき理由なきなり、斯て成年飲酒權を確保して此等の階級が社交的、經濟的、法律的關係に於て獨立對等の地位に於て新家の柱石とし内外、公私の國民的生活の各般に亘り天賦の能力を發揮し渾身の努力盡し必要なる「成功の機會」の發見に寄與せしめ乃至は「交渉生活」の圓滑と潑刺たる元氣をアルコールの適量に求むることは眞に善良の美俗であり國利民福の源泉でありと斷せねばならぬ。

アルコールは有益なる人の渉外的生活關係に於て不可欠の社交方便であり國利民福の母である此の酒を造り商ふの業は地方産業の大宗として重要な地位を占め農村振興乃至は殖産興業と密接の關係を有す、殊に租稅立替の公的機能は以て國民の直稅負擔に貢獻するところ極めて大である。是酒業國益論の起る所以である。

成人の社會的活動に潑刺たる心理的の動力を與へ國民の性情を社交的に誘導し共存共榮の機會を作出し次で國民の社會的幸福の向上に寄與するが實に酒本然の使命であるに今や嫌酒思想漸く膨洩として酒業亡國論さへ擡頭す何と云ふ矛盾誤解であらう。「酒飲みに碌な人はない」と云ふ俚諺を驅逐し代るに「酒飲みに惡人なし」の民衆的共鳴を創設することは誠に酒業國益論の理想であると云ふべく此の目標に向つて大衆の禁酒的思想を善導することは正に實酒政論の極致であると云ふべきであらう。(完6、1、19稿了)

所感 「私ハ本稿印刷ヲ校正スルノトキ(6、2、26日)既ニ不圖モ名古屋稅務監督局經理部長ニ左遷ノ令ヲ受ケテオル、私暗愚ナルガ爲メニ何ノ理由ニ依リテ左遷セラレタカヘ向分カラナイ、何カ足りナイ所ガアル爲メデアロウ足りナイモノアラバ補充スル積リデアル神ト正義ハ予ヲ慰ム私ハ自己ノ力ニヨリテ自己ノ所信ニ邁進シテ天ノ使命ヲ果シタイト思フ何卒數千ノ讀者各位ノ熱烈ナル御援助ト御同情ニ依リテ正シイ明イ道ヲ堂々ト闊歩シタイコトヲ翹望シテ止ミマセン」。